

「第三級短縮コース」の受講条件

- ◆第四級(電話級)アマチュア無線技士の無線従事者免許証をお持ちの方
- ◆第四級アマチュア無線技士と同等資格の無線従事者免許証をお持ちの方 【同等資格】
 - 第一級陸上無線技術士(第一級無線技術士)
 - 第二級陸上無線技術士(第二級無線技術士)
 - 第四級海上無線通信士 (電話級無線通信士)
 - 航空無線通信士 (航空級無線通信士)
 - · 第一級海上無線通信士
 - · 第二級海上無線通信士
- ◆当協会発行の第四級アマチュア無線技士養成課程修了試験結果通知書 (合格通知)をお持ちの方
 - ※当協会主催の養成課程修了試験(第四級標準コース)に合格した方であって、 第三級短縮コース申込日時点で第四級アマチュア無線技士の無線従事者免許証 が到着していない場合に限ります。